

国・地方自治体等連携協定機関からの入学者に対する奨学金制度のご案内 (パブリック・コラボレーション制度)

1. はじめに

学校法人東洋大学は、2012年11月に創立125周年を迎えたことを契機に、「常に地域社会への貢献や連携を考え、開かれた学校づくりを行う」との学校法人としての行動規範に基づき、国や地方自治体との間でいっそう積極的に連携することとし、一定の要件を満たす連携機関の職員に対する奨学金制度「国・地方自治体等連携協定機関からの入学者に対する奨学金制度（パブリック・コラボレーション制度）」を設立いたしました。

対象機関は、地方自治体・国及び公益法人であり、本学と機関の間で研究面での連携協定を締結することを条件に、最短修業年限内在籍中、当該年度に支払うべき授業料の半額を奨学金として給付する制度です。

2. 制度内容

- (1) 対象機関 : 地方自治体・国及び公益法人^(注)
 (注)「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第2条第1項第4号の別表に掲げられた種類の事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業を目的とする機関とする。
- (2) 資格 : ①連携協定機関に在職し、2年以上の実務経験を有する者
 ②在職する連携協定機関の長から推薦のある者
- (3) 奨学金額 : 当該年度に納入すべき授業料の半額に相当する額を給付する。
- (4) 奨学期間 : 1ヵ年とする。ただし、最短修業年限内であれば次年度以降再度選出されることを妨げない。※申請は1年毎に必要となります。
- (5) 支給人数枠 : 各専攻の入学定員の30%以内
- (6) 奨学金併用 : 当該奨学金は、他の奨学金と併用することができる。
- (7) 申請手続 : 例年、4月に入学もしくは学年更新の者は4月上旬に、秋に入学もしくは学年更新の者は9月下旬に申請手続期間が開始となるので、掲示等を確認し、以下の書類を担当窓口へ提出する。
 ①連携協定機関奨学金奨学生申請書
 ②振込口座届
 ③在職証明書（奨学生要件の①が確認できる内容であること）
 ④在職する機関と本学で交わす協定書（2通）
 ⑤在職する機関の長からの推薦書
 ⑥公益法人に勤務している者は、公益社団法人または公益財団法人として認定されていることがわかる書類の写し
 ※④⑤については、次ページに例を提示しているが、推薦及び研究協定の内容が確認できれば他の様式によることを妨げない。申請時に捺印が得られていない場合は案文で申請し、後日補完すること
 ※前年度に本奨学金採用者となっている者は、④～⑥の提出は不要とする
- (8) 奨学金の返還 : 奨学生が「国・地方自治体等連携協定機関からの入学者に対する奨学金規程」第10条各号のいずれかに該当する場合は、すでに支給した奨学金を返還させるものとする。

推薦書兼協定書（例）

学校法人東洋大学（以下「甲」とする）及び〇〇市（以下「乙」とする）は、甲の『国・地方自治体等連携協定機関からの入学者に対する奨学金制度（パブリック・コラボレーション制度）』の対象となる、甲に在学かつ乙より推薦を受けた乙の職員による研究を基盤とした、連携協定を締結するものとする。

記

推薦者氏名：推薦 太郎

研究テーマ：〇〇市における公共施設の△△について

提出時には日付を空欄に
しておいてください

以上

年 月 日

甲 学校法人東洋大学
理事長 印

乙 〇〇市長 山田 太郎
印

※協定書は必ず2通提出してください。

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表（第二条関係）

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

国・地方自治体等連携協定機関からの入学者に対する奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、東洋大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第52条に基づき、国・地方自治体及び公益法人等との連携の重要性を認識し、大学院研究科・専攻が連携協定を締結した機関（以下、「連携協定機関」という。）から入学する職員に対し支給する奨学金について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 連携協定機関の対象とする「公益法人」とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第2条第1項第4号の別表に掲げられた種類の事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する事業を目的とする機関とする。
2 前項に準ずる機関を連携協定機関とする場合は、研究科長会議で審議する。

(奨学金)

第3条 奨学金の額は、当該年度に納入すべき授業料の半額に相当する額を給付する。

(資格)

第4条 奨学生は、次の要件を備えなければならない。

- 1 連携協定機関に在職し、2年以上の実務経験を有する者
- 2 在職する連携協定機関の長から推薦のある者

(期間)

第5条 奨学生の期間は、1か年とする。但し、次年度以降再度選出されることを妨げない。

(支給人数枠)

第6条 支給人数枠は、各専攻の入学定員の30%以内とする。

(申請手続)

第7条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の申請書を別に定める期日までに当該研究科委員長に提出するものとする。

(選考)

第8条 奨学生の選考は、当該研究科委員会が申請書を精査し、大学院研究科長会議を経て学長がこれを決定する。

- 2 第6条に定める人数を超える申請があった場合は、別に定める選考基準により、当該研究科委員会が選考を行うものとする。

(変更届出)

第9条 奨学生は、連携協定期間である勤務先を退職あるいは変更した場合は、直ちに学長に届け出なければならない。

(奨学金の返還)

第10条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、すでに支給した奨学金を返還させるものとする。

- (1) 奨学生が奨学生期間途中で休学、退学若しくは修了した場合
- (2) 大学院学則第54条に該当する場合
- (3) 申請書など提出書類に、虚偽の記載があった場合
- (4) 正当な理由がなく、第9条の届出を怠った者
- (5) 本人が奨学生を辞退したとき
- (6) 在職する連携協定機関を退職した場合
- (7) 在職する連携協定機関との協定が解除された場合
- (8) その他研究科委員会及び大学院研究科長会議が奨学生として適当でないと認めたとき

(併給)

第11条 当該奨学金は、他の奨学金と併用することができる。

(所管)

第12条 この規程に関する事務運営は、大学院教務課の所管とする。

(取扱要領)

第13条 この規程を円滑に実施するため、事務取扱要領については別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、大学院研究科長会議の議を経て理事長の承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。